

都市部官民境界基本調査作業規程準則運用基準（新旧対照表）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">都市部官民境界基本調査作業規程準則運用基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 計画(第四条・第五条)</p> <p>第三章 現地調査(第六条—第八条)</p> <p>第四章 都市部官民境界基本測量</p> <p> 第一節 総則(第九条—第十四条)</p> <p> 第二節 都市部官民境界基本三角測量(第十五条—第十九条)</p> <p> 第三節 都市部官民境界基本多角測量(第二十条—第二十四条)</p> <p> 第四節 都市部官民境界基本細部測量(第二十五条—第二十九条)</p> <p> 第五節 街区点測量(第三十条—第三十四条)</p> <p> 第六節 復元測量(第三十五条・第三十六条)</p> <p>第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成(第三十七条)</p> <p> 第一章 総則</p> <p> (目的) 準則第一条</p> <p>第一条 地籍基本調査における都市部官民境界基本調査にかかる都市部官民境界基本調査作業規程準則（以下「準則」という。）の運用については、この運用基準に定めるところによる。</p> <p> (趣旨の普及) 準則第三条</p> <p>第二条 都市部官民境界基本調査を行う者は、当該調査についての理解を得るため、現地調査の実施にあたり、調査地域の市町村に対し、行政の広報等による地域住</p> | <p style="text-align: center;">都市部官民境界基本調査作業規程準則運用基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 計画(第四条・第五条)</p> <p>第三章 現地調査(第六条—第八条)</p> <p>第四章 都市部官民境界基本測量</p> <p> 第一節 総則(第九条—第十四条)</p> <p> 第二節 都市部官民境界基本三角測量(第十五条—第十九条)</p> <p> 第三節 都市部官民境界基本多角測量(第二十条—第二十四条)</p> <p> 第四節 都市部官民境界基本細部測量(第二十五条—第二十九条)</p> <p> 第五節 街区点測量(第三十条—第三十四条)</p> <p> 第六節 復元測量(第三十五条・第三十六条)</p> <p>第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成(第三十七条)</p> <p> 第一章 総則</p> <p> (目的) 準則第一条</p> <p>第一条 地籍基本調査における都市部官民境界基本調査にかかる都市部官民境界基本調査作業規程準則（以下「準則」という。）の運用については、この運用基準に定めるところによる。</p> <p> (趣旨の普及) 準則第三条</p> <p>第二条 都市部官民境界基本調査を行う者は、当該調査についての理解を得るため、現地調査の実施にあたり、調査地域の市町村に対し、行政の広報等による地域住</p> |

民への周知を依頼するものとする。

(管理及び検査) 準則第六条

第三条 都市部官民境界基本調査の管理及び検査は、「都市部官民境界基本調査工程管理及び検査規程」(平成25年3月29日付け国土籍第679号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)に基づいて行うものとする。

第二章 計画

(作業計画の作成) 準則第十一条

第四条 都市部官民境界基本調査を行う者は、当該調査の作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成するものとする。

(作業進行予定表の作成) 準則第十一条

第五条 都市部官民境界基本調査を行う者は、作業計画に基づき、作業進行予定表を作成して作業を行うものとする。

第三章 現地調査

(資料収集) 準則第十二条

第六条 現地調査に当たっては、公図、都市計画図、道路境界確定図等調査に必要な資料を収集するものとする。

2 収集した資料は、資料ごとにその履歴、作成年度、縮尺、表示事項等の内容を整理するものとする。

(現地調査図素図の作成) 準則第十二条

第七条 現地調査図素図は、現地作業に適した大きさのものとし、調査事項が記

民への周知を依頼するものとする。

(管理及び検査) 準則第六条

第三条 都市部官民境界基本調査の管理及び検査は、「都市部官民境界基本調査工程管理及び検査規程」(平成25年3月29日付け国土籍第679号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)に基づいて行うものとする。

第二章 計画

(作業計画の作成) 準則第十一条

第四条 都市部官民境界基本調査を行う者は、当該調査の作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成するものとする。

(作業進行予定表の作成) 準則第十一条

第五条 都市部官民境界基本調査を行う者は、作業計画に基づき、作業進行予定表を作成して作業を行うものとする。

第三章 現地調査

(資料収集) 準則第十二条

第六条 現地調査に当たっては、公図、都市計画図、道路境界確定図等調査に必要な資料を収集するものとする。

2 収集した資料は、資料ごとにその履歴、作成年度、縮尺、表示事項等の内容を整理するものとする。

(現地調査図素図の作成) 準則第十二条

第七条 現地調査図素図は、現地作業に適した大きさのものとし、調査事項が記

載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする

。

関係機関との調整) 準則第十三条

第八条 現地調査に当たっては、調査に関係する諸官庁（地方法務局、長狭物管理部署、国有地管理部署、市町村の普通財産管理部署等）に対し、調査への協力要請とともに、密接な連絡調整に努めるものとする。

第四章 都市部官民境界基本測量

第一節 総則

(器械及び器材) 準則第十四条

第九条 都市部官民境界基本測量に用いる器械及び器材は、別表第1に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。

3 前項の点検は、「地籍測量に用いる器械の点検要領」（平成23年12月27日付け国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）に基づいて行うものとする。

(記録及び成果) 準則第十四条

第十条 都市部官民境界基本測量における作業の記録及び成果は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

(同等以上の精度を有する基準点) 準則第十五条

載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする

。

関係機関との調整) 準則第十三条

第八条 現地調査に当たっては、調査に関係する諸官庁（地方法務局、長狭物管理部署、国有地管理部署、市町村の普通財産管理部署等）に対し、調査への協力要請とともに、密接な連絡調整に努めるものとする。

第四章 都市部官民境界基本測量

第一節 総則

(器械及び器材) 準則第十四条

第九条 都市部官民境界基本測量に用いる器械及び器材は、別表第1に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。

3 前項の点検は、「地籍測量に用いる器械の点検要領」（平成23年12月27日付け国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）に基づいて行うものとする。

(記録及び成果) 準則第十四条

第十条 都市部官民境界基本測量における作業の記録及び成果は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

(同等以上の精度を有する基準点) 準則第十五条

第十一条 準則第十五条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第四十一条第一項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

(基準点の精度) 準則第十五条

第十二条 1級基準点は基準点(補助基準点は除く。)と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域以外におけるもの)は1次の都市部官民境界基本三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域におけるもの)は1次の都市部官民境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

4 4級基準点は2次の都市部官民境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(都市部官民境界基本調査基準点等の密度) 準則第十九条

第十三条 都市部官民境界基本調査基準点等の密度の標準は、別表第3に定めるとこ

第十一条 準則第十五条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第四十一条第一項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

基準点の精度) 準則第十五条

第十二条 1級基準点は基準点(補助基準点は除く。)と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域以外におけるもの)は1次の都市部官民境界基本三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域におけるもの)は1次の都市部官民境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

4 4級基準点は1次の都市部官民境界基本細部点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(都市部官民境界基本調査基準点等の密度) 準則第十九条

第十三条 都市部官民境界基本調査基準点等の密度の標準は、別表第3に定めるとこ

ろによるものとする。

(標識の規格) 準則第二十条

第十四条 都市部官民境界基本調査基準点等の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

第二節 都市部官民境界基本三角測量

(都市部官民境界基本三角測量の方法) 準則第二十一条

第十五条 都市部官民境界基本三角測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法(以下「TS法」という。)又はGNSS(GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称)測量機を用いる測量方法(以下「GNSS法」という。)により行うものとする。

(多角路線) 準則第二十三条

第十六条 都市部官民境界基本三角測量における多角網は、基準点等(補助基準点を除く。)又は都市部官民境界基本三角点を与点とした1次の多角路線で構成することとする。

(削除)

2 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 n は新点数とし、 $[]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。

ろによるものとする。

(標識の規格) 準則第二十条

第十四条 都市部官民境界基本調査基準点等の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

第二節 都市部官民境界基本三角測量

(都市部官民境界基本三角測量の方法) 準則第二十一条

第十五条 都市部官民境界基本三角測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法(以下「TS法」という。)又はGNSS(GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称)測量機を用いる測量方法(以下「GNSS法」という。)により行うものとする。

(多角路線) 準則第二十三条

第十六条 都市部官民境界基本三角測量における多角網は、基準点等(補助基準点を除く。)を与点とした1次の多角路線で構成することを標準とする。

2 都市部官民境界基本三角点を与点とした場合の多角路線の次数は、GNSS法による場合を除き、与点の最大次数に1次を加えるものとする。

3 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 n は新点数とし、 $[]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。

3 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする

。

4 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 与点から与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線（以下「多角路線」という。）の長さは、以下のとおりとする。

一 TS法による場合は、2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあつては、3.0キロメートル以下を標準とする。

二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、この限りでない。

6 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあつても100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、500メートルを標準とする。

7 同一の多角路線に属する新点の数は、8点以下とする。ただし、単路線にあつては9点以下とする。

(削除)

8 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本

4 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする

。

5 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

6 与点から与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線（以下「多角路線」という。）の長さは、以下のとおりとする。

一 TS法による場合は、3.0キロメートル以内を標準とする。ただし、2次の多角路線及び単路線にあつては、2.5キロメートル以内、3次の多角路線にあつては1.5キロメートル以内を標準とする。

二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以内を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合における与点から交点までの路線の長さは除くものとする。

7 同一の多角路線に属する測点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートルより短い距離はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあつても100メートルより短い距離は避けるものとする。

8 同一の多角路線に属する測点の数は、12点以内とする。ただし、2次の多角路線及び単路線にあつては9点以内、3次の多角路線にあつては7点以内とする。

9 GNSS法により都市部官民境界基本三角点を設置する場合には、多角網に含まれる都市部官民境界基本三角点等又は近隣の都市部官民境界基本三角点等との視通の確保に努めるものとする。

10 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の都市部官民境界基本三角点等との整合を確認する場

三角点との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。

(縮尺) 準則第二十四条

第十七条 都市部官民境界基本三角点選点図及び都市部官民境界基本三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格) 準則第二十五条

第十八条 都市部官民境界基本三角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真により記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第二十六条

第十九条 都市部官民境界基本三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第5に定めるところによるものとする。

3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第6に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。

4 都市部官民境界基本三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表

合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。

(縮尺) 準則第二十四条

第十七条 都市部官民境界基本三角点選点図及び都市部官民境界基本三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格) 準則第二十五条

第十八条 都市部官民境界基本三角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真により記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第二十六条

第十九条 都市部官民境界基本三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第5に定めるところによるものとする。

3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第6に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。

4 都市部官民境界基本三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表

第7に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。

- 5 都市部官民境界基本三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第8に定める数値を用いて計算するものとする。
- 6 観測、測定及び計算結果が別表第5及び別表第7に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 7 都市部官民境界基本三角測量を行った場合は、別表第9に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 8 前項の点検測量における点検の数量は、TS法による場合には新設した都市部官民境界基本三角点数の10%以上（小数部切り上げ）、GNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上（小数部切り上げ）とする。

第三節 都市部官民境界基本多角測量

（都市部官民境界基本多角測量の方法） 準則第二十七条

第二十条 都市部官民境界基本多角測量はGNSS法又はTS法により行うものとする。

2 都市部官民境界基本多角測量により決定された節点は、2次の都市部官民境界基本多角点とすることができる。

（多角路線） 準則第二十九条

第二十一条 都市部官民境界基本多角測量における多角網は、基準点等（補助基準点

第7に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。

- 5 都市部官民境界基本三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第8に定める数値を用いて計算するものとする。
- 6 観測、測定及び計算結果が別表第5及び別表第7に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 7 都市部官民境界基本三角測量を行った場合は、別表第9に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 8 前項の点検測量における点検の数量は、都市部官民境界基本三角点の新設点数に10%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

第三節 都市部官民境界基本多角測量

（都市部官民境界基本多角測量の方法） 準則第二十七条

第二十条 都市部官民境界基本多角測量はGNSS法又はTS法により行うものとする。

（新規）

（多角路線） 準則第二十九条

第二十一条 都市部官民境界基本多角測量における多角網は、都市部官民境界基本三

を除く。)又は都市部官民境界基本三角点を与点とした1次の多角路線で構成することを原則とする。

- 2 都市部官民境界基本多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、基準点等(補助基準点を除く。)又は都市部官民境界基本三角点の与点を1/2以上含む場合は、与点とした都市部官民境界基本多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。
- 3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。
- 4 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。
- 5 多角路線の長さは、1.5キロメートル以下を標準とする。ただし、2次の多角路線にあつては、1.0キロメートル以下を標準とする。
- 6 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートル以下はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあつても10メートル以上とする。
- 7 同一の多角路線に属する新点の数は、1次の多角路線(単路線を含む。以下この項において同じ。)にあつては50点以下、2次の多角路線にあつては30点以下とする。

(縮尺) 準則第三十条

第二十二條 都市部官民境界基本多角点選点図及び都市部官民境界基本多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

(標識の規格) 準則第三十一条

角点等を与点とした1次の多角路線で構成することを標準とする。

- 2 都市部官民境界基本多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、都市部官民境界基本三角点等の与点を1/2以上含む場合は、与点とした都市部官民境界基本多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。
- 3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。
- 4 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。
- 5 多角路線の長さは、1.5キロメートル以内を標準とする。ただし、2次及び3次の多角路線にあつては、1.0キロメートル以内を標準とする。
- 6 同一の多角路線に属する測点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートルより短い距離はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあつても10メートルより短い距離は避けるものとする。
- 7 同一の多角路線に属する測点の数は、1次の多角路線(単路線を含む。以下この項において同じ。)にあつては50点以内、2次の多角路線にあつては30点以内、3次の多角路線にあつては20点以内とする。

(縮尺) 準則第三十条

第二十二條 都市部官民境界基本多角点選点図及び都市部官民境界基本多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

(標識の規格) 準則第三十一条

第二十三条 都市部官民境界基本多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、都市部官民境界基本多角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真により記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第三十二条

第二十四条 都市部官民境界基本多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第10に定めるところによるものとする。

3 都市部官民境界基本多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第11に定めるところによるものとする。

4 都市部官民境界基本多角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを原則とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第12に定める数値を用いて計算するものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第10及び別表第11に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

6 都市部官民境界基本多角測量を行った場合は、別表第13に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

第二十三条 都市部官民境界基本多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、都市部官民境界基本多角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真により記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第三十二条

第二十四条 都市部官民境界基本多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第10に定めるところによるものとする。

3 都市部官民境界基本多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第11に定めるところによるものとする。

4 都市部官民境界基本多角点の座標値及び標高は、第十九条第5項の規定を準用して求めるものとする。ただし、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第12に定める数値を用いて計算するものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第10及び別表第11に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

6 都市部官民境界基本多角測量を行った場合は、別表第13に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

7 前項の点検測量における点検の数量は、新設した都市部官民境界基本多角点数の5%以上（小数部切り上げ）とする。

第四節 都市部官民境界基本細部測量

（都市部官民境界基本細部測量の方法） 準則第三十三条

第二十五条 都市部官民境界基本細部測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

（都市部官民境界基本細部点等の密度） 準則第三十四条

第二十六条 都市部官民境界基本細部点等の密度の標準は、別表第14に定めるところによるものとする。

2 都市部官民境界基本細部点の選定の結果は、都市部官民境界基本細部点選点図に取りまとめるものとする。なお、都市部官民境界基本多角点選点図を兼用して取りまとめることを妨げない。

（多角測量法による都市部官民境界基本細部測量） 準則第三十五条

第二十七条 都市部官民境界基本細部多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、与点数のうち都市部官民境界基本多角点等を1/2以上含む場合は、与点とした都市部官民境界基本細部多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。

2 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

3 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量の多角路線の長さは、1.0メートル以下を標準とする。ただし、閉合路線を形成する路線の長さは、20.0メートル以下を標準とする。

7 前項の点検測量における点検の数量は、都市部官民境界基本多角点の新設点数に5%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

第四節 都市部官民境界基本細部測量

（都市部官民境界基本細部測量の方法） 準則第三十三条

第二十五条 都市部官民境界基本細部測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

（都市部官民境界基本細部点等の密度） 準則第三十四条

第二十六条 都市部官民境界基本細部点等の密度の標準は、別表第14に定めるところによるものとする。

（新規）

（多角測量法による都市部官民境界基本細部測量） 準則第三十五条

第二十七条 （新規）

多角測量法による都市部官民境界基本細部測量の多角路線の長さは、1.0メートル以内を標準とする。

4 同一の多角路線に属する新点の数は、50点以下を標準とする。

5 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第15に定めるところによるものとする。

6 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第16に定めるところによるものとする。

7 都市部官民境界基本細部多角点の座標値は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを標準とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第17に定める数値を用いて計算するものとする。なお、簡易網平均計算による場合は、方向角の閉合差は測点数、座標値の閉合差は路線長に比例して配分するものとする。

8 観測、測定及び計算結果が別表第15及び別表第16に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

9 都市部官民境界基本細部測量を行った場合は、別表第18に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

10 前項の点検測量における点検の数量は、新設した都市部官民境界基本細部点数の2%以上（小数部切り上げ）とする。

（放射法による都市部官民境界基本細部測量） 準則第三十六条

第二十八条 放射法による都市部官民境界基本細部測量は、1次の都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うことを原則とする。ただし、都市部官民境界基本多角測量を省略した場合は、2次の都市部官民境界基本細部多角点等を与点とすることができる。

2 開放路線で設置した節点は、都市部官民境界基本細部放射点とすることができる

(新規)

2 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第15に定めるところによるものとする。

3 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第16に定めるところによるものとする。

4 都市部官民境界基本細部多角点の座標値は、TS法の場合には厳密網平均計算又は簡易網平均計算により求めるものとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第17に定める数値を用いて計算するものとし、簡易網平均計算における方向角の閉合差は測点数、座標の閉合差は路線長に比例して配布するものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第15及び別表第16に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

6 都市部官民境界基本細部測量を行った場合は、別表第18に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

7 前項の点検測量における点検の数量は、都市部官民境界基本細部点の新設点数に2%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

（放射法による都市部官民境界基本細部測量） 準則第三十六条

第二十八条 (新規)

(新規)

るものとする。

3 放射法による都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第19に定めるところによるものとする。

4 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する都市部官民境界基本細部多角点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とする。

5 放射法による都市部官民境界基本細部測量における与点から都市部官民境界基本細部放射点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

6 あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

7 前項の点検における観測及び測定は、第二十七条第2項を準用して行うものとし、点検の較差の標準は別表第20によるものとする。

(削除)

8 放射法による都市部官民境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第21に定めるところによるものとする。

9 観測、測定及び計算結果が別表第19から別表第21までに定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

10 都市部官民境界基本細部放射点の10パーセント以上については、他の都市部官民境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の都市部官民境界基本細部多角点等への取付観測により点検を行い、その座標値の較差が別表第22の制限内にあれば、最初に求めた位置を採用する。ただ

放射法による都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第19に定めるところによるものとする。

(新規)

(新規)

2 あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

3 前項の点検における観測及び測定は、第二十七条第2項を準用して行うものとし、点検の較差の標準は別表第20によるものとする。

4 第1項においてTS法による場合は、与点と基準方向とした都市部官民境界基本細部点等の距離は、1次にあつては基準方向の距離より、2次にあつては1次の距離より短くしなければならない。

5 放射法による都市部官民境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第21に定めるところによるものとする。

6 観測、測定及び計算結果が別表第19から別表第21までに定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

7 放射法により求めた都市部官民境界基本細部点の概ね10パーセントについては、他の都市部官民境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の都市部官民境界基本細部多角点等への取付観測により点検を行い、その座標値の較差が別表第22の制限内にあれば、最初に求めた位置を

し、見通し障害等により他の都市部官民境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の都市部官民境界基本細部多角点等への取付観測ができない場合には、別表第18に定めるところにより点検測量を行うものとする。

1 1 開放路線により求めた都市部官民境界基本細部放射点については、別表第18に定めるところにより全数において点検測量を行わなければならない

(縮尺) 準則第三十八条

第二十九条 都市部官民境界基本細部点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

第五節 街区点測量

(街区点測量の方法) 準則第三十九条

第三十条 多角測量法又は放射法による街区点測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

2 単点観測法による街区点測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法(以下「ネットワーク型RTK法」という。)により行うものとする。

3 街区点測量は、既存の官民境界等の標示物や地物(L形側溝、道路縁石、ブロック塀、建物、境界標、地形及び地物など)を対象として、街区点の位置を図面に表示する測量を行うものとする。

(多角測量法による街区点測量) 準則第四十一条

第三十一条 多角測量法による街区点測量における同一の多角路線の長さは、300メートル以下を標準とする。

2 多角測量法による街区点測量における観測及び測定の方法は、別表第23に定めるところによるものとする。

採用する。

(縮尺) 準則第三十八条

第二十九条 都市部官民境界基本細部点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

第五節 街区点測量

(街区点測量の方法) 準則第三十九条

第三十条 多角測量法又は放射法による街区点測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

2 単点観測法による街区点測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法(以下「ネットワーク型RTK法」という。)により行うものとする。

3 街区点測量は、既存の官民境界等の標示物や地物(L形側溝、道路縁石、ブロック塀、建物、境界標、地形及び地物など)を対象として、街区点の位置を図面に表示する測量を行うものとする。

(多角測量法による街区点測量) 準則第四十一条

第三十一条 多角測量法による街区点測量における同一の多角路線の長さは、300メートル以内を標準とする。

2 多角測量法による街区点測量における観測及び測定の方法は、別表第23に定めるところによるものとする。

- 3 多角測量法による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第24に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による街区点の座標値は、第二十七条第7項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第23及び別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(放射法による街区点測量) 準則第四十二条

第三十二条 簡易網平均計算(定型網を除く)により求められた路線に属する都市部官民境界基本細部点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた都市部官民境界基本細部点等を基準方向とする。

2 放射法による街区点測量における与点から街区点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

3 放射法による街区点測量においてあらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等との夾角の観測を、GNS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。

4 前項の点検に当たっては、別表第25に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第26に定めるところによるものとする。

5 放射法等による街区点測量における観測及び測定の方法は、別表第25に定めるところによるものとする。

6 放射法等による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第27に定めるところによるものとする。

7 観測、測定及び計算結果が別表第25から別表第27までに定める制限を超

- 3 多角測量法による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第24に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による街区点の座標値は、第二十七条第4項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第23及び別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(放射法による街区点測量) 準則第四十二条

第三十二条 (新規)

(新規)

放射法による街区点測量においてあらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の都市部官民境界基本細部点等との夾角の観測を、GNS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。

2 前項の点検に当たっては、別表第25に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第26に定めるところによるものとする。

3 放射法等による街区点測量における観測及び測定の方法は、別表第25に定めるところによるものとする。

4 放射法等による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第27に定めるところによるものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第25から別表第27までに定める制限を超

えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(交点計算法による街区点測量) 準則第四十三条

第三十三条 交点計算法による街区点測量における計算の単位は、別表第24に定めるところによるものとする。

- 2 観測、測定及び計算結果が別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による街区点測量) 準則第四十四条

第三十四条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第28に定めるところによるものとする。

- 2 単点観測法による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第29に定めるところによるものとする。
- 3 単点観測法により得られた街区点と周辺の都市部官民境界基本細部点等との整合性を確保するための都市部官民境界基本細部点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。
- 4 ネットワーク型RTK法による整合性の確保は、ネットワーク型RTK法により得られた都市部官民境界基本細部点等の座標値と都市部官民境界基本細部点等の成果値の比較により行うものとする。
- 5 前項により比較した座標値の較差が、別表第29に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。
- 6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の街区点の座標値と与点とした都市部官民境界基本細部点等以外の既設点の成果値による計算距離と

えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(交点計算法による街区点測量) 準則第四十三条

第三十三条 交点計算法による街区点測量における計算の単位は、別表第24に定めるところによるものとする。

- 2 観測、測定及び計算結果が別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による街区点測量) 準則第四十四条

第三十四条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第28に定めるところによるものとする。

- 2 単点観測法による街区点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第29に定めるところによるものとする。
- 3 単点観測法により得られた街区点と周辺の都市部官民境界基本細部点等との整合性を確保するための都市部官民境界基本細部点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。
- 4 ネットワーク型RTK法による整合性の確保は、ネットワーク型RTK法により得られた都市部官民境界基本細部点等の座標値と都市部官民境界基本細部点等の成果値の比較により行うものとする。
- 5 前項により比較した座標値の較差が、別表第29に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。
- 6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の街区点の座標値と与点とした都市部官民境界基本細部点等の成果値による計算距離と、街区点から

、街区点から与点とした都市部官民境界基本細部点等以外の既設点までの距離を単点観測法等の方法により求めた実測距離との比較により行うものとする。なお、点検数は1点以上とする。

7 前項により比較した距離の較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。

第六節 復元測量

(座標計算の方法) 準則第五十一条

第三十五条 図上街区点の現地における位置の座標計算については、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 図上街区点資料のうち、座標値が世界測地系のものについては、各点に与えられている座標を全て取得し、図上街区点とする。

二 座標値が日本測地系の座標のものについては、全て世界測地系の座標に座標変換を行った上で、図上街区点とする。

三 図上街区点資料のうち、座標値が任意座標のものについては、特定図上街区点に基づき、図上街区点を次のいずれかの方法で座標変換を行う。

イ 矛盾しない二点以上の特定図上街区点を基礎として、座標変換を行う。

ロ 一点の特定図上街区点を基礎として、公共物幅員及び辺長を確保できるよう座標変換を行う。

四 図上街区点資料のうち、座標を有しない資料については、特定図上街区点に基づき、図上街区点資料に記載されている距離を用いて、次のいずれかの方法で図上街区点の世界測地系の座標を求める。

イ 二点以上の特定図上街区点を基礎として座標計算を行う。

ロ 一点の特定図上街区点を基礎として、公共物幅員及び辺長を確保できる

与点とした都市部官民境界基本細部点等までの距離を単点観測法以外の法により求めた実測距離との比較により行うものとする。

7 前項により比較した距離の較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。

第六節 復元測量

(座標計算の方法) 準則第五十一条

第三十五条 図上街区点の現地における位置の座標計算については、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 図上街区点資料のうち、座標値が世界測地系のものについては、各点に与えられている座標を全て取得し、図上街区点とする。

二 座標値が日本測地系の座標のものについては、全て世界測地系の座標に座標変換を行った上で、図上街区点とする。

三 図上街区点資料のうち、座標値が任意座標のものについては、特定図上街区点に基づき、図上街区点を次のいずれかの方法で座標変換を行う。

イ 矛盾しない二点以上の特定図上街区点を基礎として、座標変換を行う。

ロ 一点の特定図上街区点を基礎として、公共物幅員及び辺長を確保できるよう座標変換を行う。

四 図上街区点資料のうち、座標を有しない資料については、特定図上街区点に基づき、図上街区点資料に記載されている距離を用いて、次のいずれかの方法で図上街区点の世界測地系の座標を求める。

イ 二点以上の特定図上街区点を基礎として座標計算を行う。

ロ 一点の特定図上街区点を基礎として、公共物幅員及び辺長を確保できる

よう座標計算を行う。

- 2 前項の二、三及び四号において得られた世界測地系の座標値によって計算した辺長と図上街区点資料による辺長との較差が令別表第四に定める誤差の限度を超過した場合には、他の特定図上街区点を使用するなど計算の条件を変更して、再度座標計算を行うものとする。

(複数の座標が得られた場合) 作業規程第五十一条

第三十六条 図上街区点について複数の座標が得られている場合には、その較差を記録する。

第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成
(原図の作成) 準則第五十三条

第三十七条 都市部官民境界基本調査図原図は、自動製図機(プリンタ等)を用いて作成するものとする。

- 2 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令(平成2年8月31日総理府令第43号)に定めのない基準点の表示は次の各号に従い表示するものとする。

- 一 1級基準点は基準点(補助基準点を除く。)の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 二 2級基準点及び街区三角点は地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 三 3級基準点及び街区多角点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定によ

よう座標計算を行う。

- 2 前項の二、三及び四号において得られた世界測地系の座標値によって計算した辺長と図上街区点資料による辺長との較差が令別表第四に定める誤差の限度を超過した場合には、他の特定図上街区点を使用するなど計算の条件を変更して、再度座標計算を行うものとする。

(複数の座標が得られた場合) 作業規程第五十一条

第三十六条 図上街区点について複数の座標が得られている場合には、その較差を記録する。

第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成
(原図の作成) 準則第五十三条

第三十七条 都市部官民境界基本調査図原図は、自動製図機(プリンタ等)を用いて作成するものとする。

- 2 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令(平成2年8月31日総理府令第43号)に定めのない基準点の表示は次の各号に従い表示するものとする。

- 一 1級基準点は基準点(補助基準点を除く。)の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 二 2級基準点及び街区三角点は地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 三 3級基準点及び街区多角点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定によ

り指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

四 4級基準点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

り指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

四 4級基準点は細部図根点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。